地域生活支援拠点のサービス提供事業所として登録しませんか

西濃圏域地域生活支援拠点

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるための機能（①相談、②緊急時の受入、対応、③体験の機会、場の提供、④専門的人材の確保、養成、⑤地域の体制づくり）を身近な地域において提供し、障がい児者が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていくことが出来るように支援するための拠点を西濃圏域 11 市町共同で整備するものです。

＜西濃圏域地域生活支援拠点　5つの機能＞

①　相談
緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談を行う機能

②緊急時の受入、対応
緊急時の受入体制や医療機関への連絡等の対応を行う機能

③体験の機会、場の提供
親元からの自立等にあたって、体験の機会や場の提供する機能

④専門的人材の確保、養成
専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり
サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

《届出の流れ》

事　業　所　※運営規程の改正

拠点事業所届出書の提出

拠点事業所認定書の交付

事業所の所在地の市役所・役場

拠点事業所名簿に登録（西濃 11 市町で共有）

地域生活支援拠点事業所として登録すると、所定の加算を算定することができます。

西濃圏域地域生活支援拠点の概要

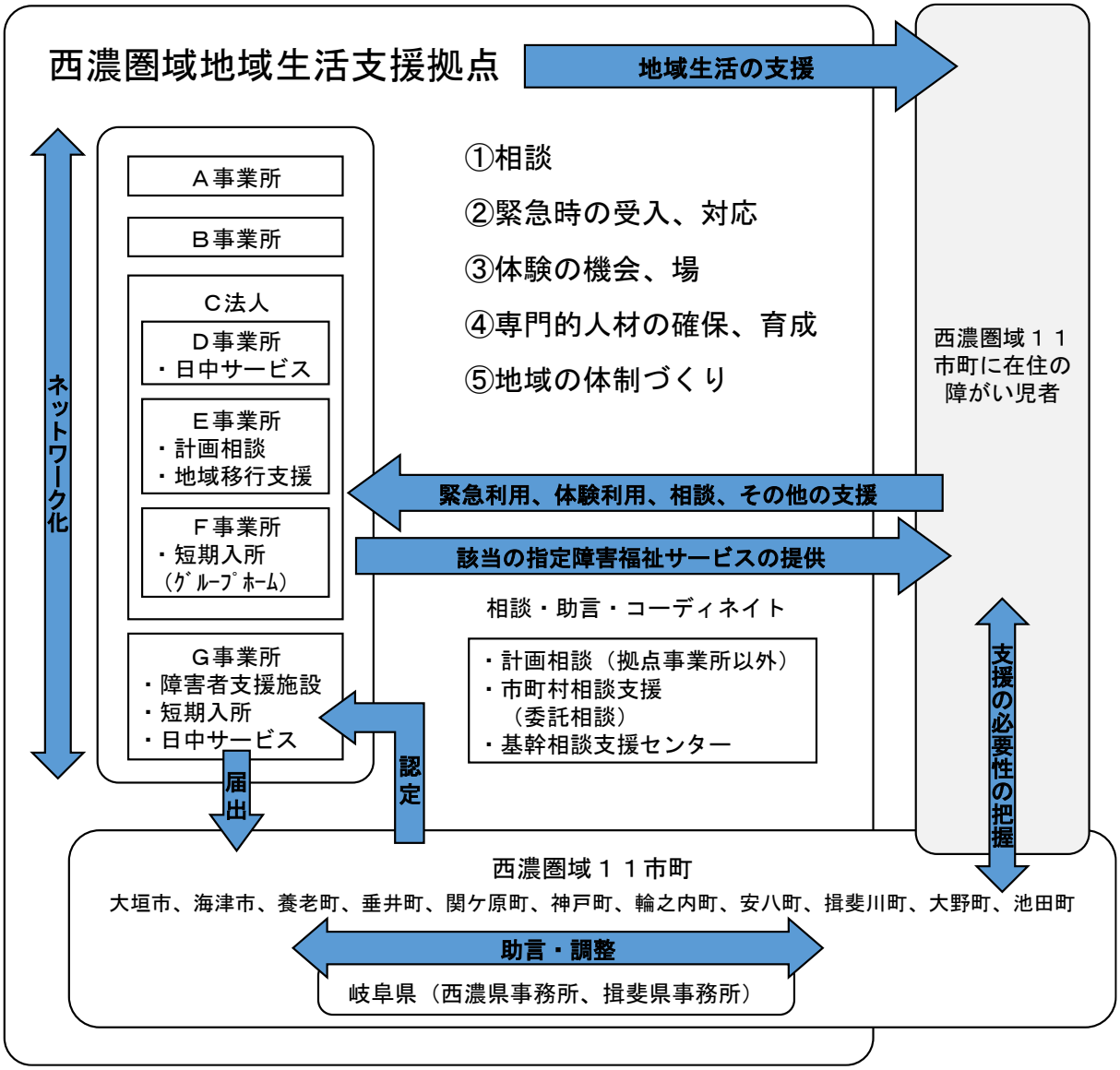

事業所登録の手続き・お問い合わせ先

相　談　窓　口	電　話　番　号
大垣市役所　障がい福祉課	０５８４－４７－７２９８
海津市役所　社会福祉課	０５８４－５３－１１３９
養老町役場　健康福祉課	０５８４－３２－１１０５
垂井町役場　健康福祉課	０５８４－２２－７５２０
関ケ原町役場　住民課	０５８４－４３－１１１３
神戸町役場　健康福祉課	０５８４－２７－０１７５
輪之内町役場　福祉介護課	０５８４－６９－３１２８
安八町役場　福祉課	０５８４－６４－７１０４
揖斐川町役場　健康福祉課	０５８５－２２－２７９０
大野町役場　福祉課	０５８５－３５－５３６９
池田町役場　健康福祉課	０５８５－４５－０７３４

※事業所の所在地の窓口へご相談ください。